

教 育 行 政

1 教育委員会

1 教育委員会の構成（令和5年5月1日現在）



教 育 長
樽 井 弘 三



教育長職務代理者
浦 野 真 彦



委 員
美 濃 律



委 員
岡 本 華 世



委 員
松 村 洋 子

職 名	氏 名	職 業	任 期
教 育 長	樽 井 弘 三	—	平成 30. 6. 15 ～ 令和 6. 6. 14
教 育 長 職 務 代 理 者	浦 野 真 彦	日本将棋連盟 棋 士	令和元. 12. 1 ～ 令和 5. 11. 30
委 員	美 濃 律	歯科医師	平成 29. 10. 1 ～ 令和 7. 9. 30
委 員	岡 本 華 世	—	令和 2. 10. 1 ～ 令和 6. 9. 30
委 員	松 村 洋 子	医 師	令和 4. 3. 26 ～ 令和 8. 3. 25

2 歴代教育委員

☆印 委員長経験者

●印 教育長経験者

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
☆ 中村 保	昭和 27.10.06	昭和 31.09.30	27.10.05 選挙
☆ 高谷 多一	27.10.06	31.09.30	27.10.05 選挙
☆ 富松 一雄	27.10.06	30.04.15	27.10.05 選挙
	30.06.17	31.09.30	
☆ 佐藤 一枝	27.10.06	36.06.21	27.10.05 選挙
☆ 中村 安治郎	27.10.25	29.05.04	議会選出
	31.10.01	33.01.25	地教行法による
宮地 庄吉	29.06.28	29.12.27	議会選出
安田 喜一	30.03.18	30.04.18	議会選出
奇山 超照	30.04.08	30.12.06	議会選出
●三島 隆雄	27.11.01	36.03.31	31.10.01 から地教行法による
☆ 佐竹 敬太郎	31.10.01	34.09.30	
☆ 鈴木 定次郎	31.10.01	32.07.12	
坂元 健児	32.11.01	34.03.31	
鑄方 貞亮	33.10.01	36.06.21	
☆ 本田 正應	34.10.01	36.06.21	
阪口 義三	34.10.01	36.06.21	
●人谷 唯一郎	36.04.01	47.09.30	39.10.01, 43.10.01 再任
千田 昇次郎	36.06.22	41.09.30	37.10.01 再任
☆ 玉置 転留男	36.06.22	39.09.30	
若原 日出夫	36.06.22	46.09.30	38.10.01, 42.10.01 再任
☆ 森田 亮吉	36.06.22	48.09.30	39.10.01, 43.10.01, 47.10.01 再任
下村 芳高	40.02.05	42.02.03	
田淵 専修	42.03.07	44.02.04	
	44.04.01	48.03.31	
☆ 柳 瀬清	42.03.07	46.03.06	
	46.03.09	49.09.05	
☆ 三芳 健三	47.10.02	51.10.01	
●平井 正吾	48.03.29	56.03.28	52.03.29 再任
大隈 義成	48.04.01	51.10.18	
☆ 宮谷 憲	48.10.01	52.09.30	
永井 肇	50.04.01	51.05.30	
利井 晃子	51.11.15	54.03.31	
☆ 中里 栄治	51.11.15	54.04.18	
☆ 井上 智勇	52.12.23	56.05.22	
☆ ●藪 重彦	52.12.23	平成 05.12.22	56.12.23, 60.12.23, 平成元.12.23 再任
石川 ヒサエ	54.06.29	昭和 62.06.28	58.06.29 再任
井上 碩	54.06.29	55.11.14	
☆ 谷郷 三郎	55.12.23	58.09.16	
☆ 尾林 宗雄	56.05.26	60.12.22	56.12.23 再任
●松 嶋武雄	56.06.29	57.06.30	
☆ 米田 誠宏	58.06.15	60.06.28	
	60.07.26	平成 05.07.25	平成 元.07.26 再任
大野 町子	58.12.27	昭和 59.12.22	
☆ 奥村 均	60.07.26	平成 05.07.25	平成 元.07.26 再任
☆ 加賀山 茂	61.06.11	03.06.24	平成 02.06.11 再任
安田 みさ子	62.10.01	03.09.30	
☆ 東 富美雄	平成 03.10.01	10.06.10	平成 06.06.11 再任
☆ 神林 久子	03.10.01	11.09.30	平成 07.10.01 再任
☆ 松下 邦夫	05.09.29	13.09.28	平成 09.09.29 再任
☆ 吉川 榮一	05.09.29	13.09.28	平成 09.09.29 再任
●奥田 晴基	06.03.14	10.03.13	
●溝口 重雄	10.03.26	14.03.25	
☆ ●立石 博幸	10.06.15	18.06.14	平成 14.06.15 再任
☆ 堀田 知子	11.10.01	15.09.30	
☆ 山崎 浩和	13.10.01	18.01.31	平成 17.10.01 再任
☆ 長谷川 輝男	13.10.01	21.09.30	平成 17.10.01 再任
勢川 瑠美子	14.03.26	17.10.31	
☆ 桐山 一子	15.12.01	23.11.30	平成 19.12.01 再任
☆ 間石 成人	18.03.01	25.09.30	平成 21.10.01 再任
久保田 真弓	18.03.26	22.03.25	
●一瀬 武	18.06.15	30.06.14	平成 22.06.15, 26.06.15 再任
岸本 一男	21.10.01	25.09.30	
☆ 勝山 葉子	22.03.26	26.03.25	
☆ 中村 公美子	23.12.01	令和 元.11.30	平成 27.12.01 再任
黒川 浩史	25.10.01	平成 29.09.30	
八十 祐治	25.10.01	令和 02.09.30	平成 29.10.01 再任

☆ 深堀基子	26.03.26	04.03.25	平成30.03.26再任
美濃律	29.10.01		令和03.10.01再任
浦野真彦	令和元.12.01		
岡本華世	02.10.01		
松村洋子	04.03.26		

3 歴代委員長

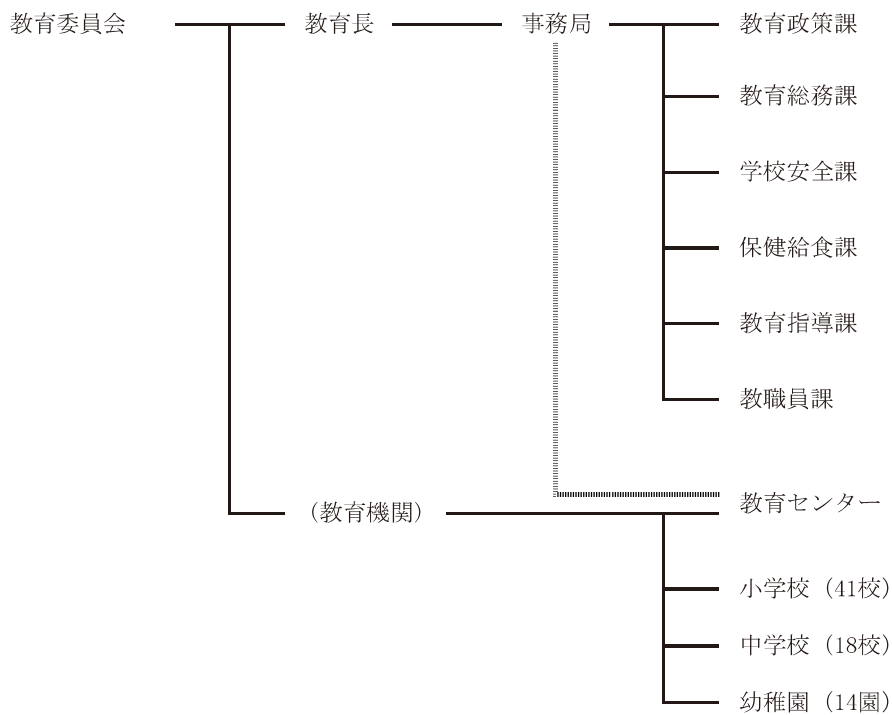
氏名	就任年月日	退任年月日	備考
高谷多一	昭和27.11.01	昭和28.10.10	
中村保	28.11.11	29.10.31	
富松一雄	29.11.01	30.04.15	
高谷多一	30.04.18	30.10.31	
佐藤一枝	30.11.01	31.09.30	
鈴木定次郎	31.10.01	32.07.12	
中村安治郎	32.11.01	33.01.25	
佐竹敬太郎	33.10.01	34.03.30	
本田正應	34.10.01	36.06.21	
玉置転留男	36.06.26	39.09.30	
森田亮吉	39.10.01	46.09.30	
柳瀬清	46.10.05	49.09.05	
三芳健三	49.10.01	51.10.01	
宮谷憲	51.10.04	52.09.30	
中里榮治	52.10.01	53.09.30	
井上智勇	53.10.01	56.03.20	
藪重彦	56.03.20	57.11.16	
谷郷三郎	57.11.16	58.09.16	
尾林宗雄	58.10.01	60.09.30	
米田誠宏	60.10.01	62.09.30	昭和61.10.01再任
奥村均	62.10.01	63.09.30	
加賀山茂	63.10.01	平成元.09.30	
米田誠宏	平成元.10.01	02.09.30	
奥村均	02.10.01	04.09.30	平成03.10.01再任
東富美雄	04.10.01	05.09.30	
神林久子	05.10.01	06.09.30	
松下邦夫	06.10.01	07.09.30	
吉川榮一	07.10.01	08.09.30	
松下邦夫	08.10.01	12.10.03	平成09.10.01, 10.10.01, 11.10.04再任
吉川榮一	12.10.04	13.09.28	
立石博幸	13.10.01	14.03.25	
堀田知子	14.03.26	15.03.25	
山崎浩和	15.03.26	18.01.31	平成16.03.26, 17.03.26, 17.10.04再任
長谷川輝男	18.03.30	19.03.29	
桐山一子	19.03.30	21.11.30	平成19.12.01, 20.12.01再任
間石成人	21.12.01	23.11.30	平成22.12.01再任
勝山葉子	23.12.01	25.11.30	平成24.12.01再任
中村公美子	25.12.01	28.11.30	平成26.12.01, 27.12.01再任
深堀基子	28.12.01	30.06.14	平成29.12.01, 30.03.26再任

4 歴代教育長

氏名	就任年月日	退任年月日	備考
三島隆雄	昭和27.11.01	昭和36.03.31	31.10.01 委員教育長 35.10.01再任
入谷唯一郎	36.04.01	47.09.30	39.10.01, 43.10.01再任
平井正吾	48.03.29	56.03.28	52.03.29再任
松嶋武雄	56.07.01	57.06.30	
藪重彦	57.11.17	平成05.12.22	60.12.23, 平成元.12.23再任
奥田晴基	平成06.03.14	10.03.13	
溝口重雄	10.03.26	14.03.25	
立石博幸	14.03.26	18.06.14	平成14.06.15再任
一瀬武	18.06.15	30.06.14	平成22.06.15, 26.6.15再任
樽井弘三	30.06.15		令和03.06.15再任

2 教育委員会機構図及び職員数

1 機構図 (令和5年8月1日)



※ 令和5年8月1日付の機構改革で、図書館・公民館・青少年センター・富田青少年交流センター・春日青少年交流センター、地域教育青少年課の業務の一部を市長部局に移管しました。

2 職員数 (令和5年8月1日)

事務部局の職員	102 人	}	268 人
学校園関係職員	166 人		

3 令和5年度 教育努力目標

目標 1－1 確かな学力の育成

子ども達が、自分の力や可能性を最大限に伸ばして、未来の社会を担う市民として成長していくためには、何を理解し、何ができるのかといった「知識や技能」の質を高め、それらを活用してこれまで経験したことがない未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」を育成することや、学んだことを人生や社会に生かし、生涯にわたって能動的に「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが求められている。

このような学力をつけるために、「自分の将来や社会とのつながりを実感しながら学ぶ」「周りの人との対話や協働を通じて新しい答えを生み出す」「新たに得た知識をそれまで得てきた知識や経験と結び付ける」「こつこつと忍耐強く学び続ける」といった学習に取り組む。

1 9年間を見通した教育課程の編成と実施

【カリキュラム・マネジメントの充実】

< 具体的目標 >

- ① 地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、中学校区グランドデザインを策定し、義務教育9年間を見通した教育課程を編成する。
- ② 各中学校区の「めざす子ども像（15歳時の姿）」や教育課程を、保護者や地域と共有し、連携と協働によりその実現を図る。
- ③ 全国学力・学習状況調査の結果等の各種データをもとに、児童生徒の学力や学習状況を把握、分析し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 きめ細かな学習指導の充実・推進

(1) 指導体制・研究体制の充実

< 具体的目標 >

- ① 指導内容、指導方法の工夫を行い、質の高い知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。
- ② 確かな学力の育成に向けて、質の高い授業を行うための、校内の組織的な研究体制を構築する。

(2) 学習評価の充実

< 具体的目標 >

- ① 児童生徒一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう、目標に準拠した評価の妥当性・信頼性を高めるとともに、その評価の結果をもとに、指導内容や指導方法を改善する。

3 学び続ける力を育成するための学習指導の推進

< 具体的目標 >

- ① 現代社会の課題を児童生徒が自らの問題としてとらえ、他者と協力しながら課題を解決する等、将来にわたって学び続ける力を育成する。
- ② 家庭、地域、企業等と連携し、授業以外の学習の機会を充実させることで、自学自習力を育成する。

4 一人一人に応じた教育・支援の推進

(1) 特別支援教育の推進

< 具体的目標 >

- ① すべての教職員が、児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、特別支援教育に対する専門性を高め、学校全体の取組を充実する。
- ② 支援学級及び通級指導教室において児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた特別の教育課程を編成し、特に自立活動の充実を図ることで、障がいによる学習上又は生活上の困難さを改善・克服するために必要な資質・能力を育成する。

(2) 日本語指導の充実

< 具体的目標 >

- ① 日本語指導の必要な児童生徒について、一人一人の日本語の能力等に応じた支援の充実を図る。

5 ICT機器を活用した教育の充実・推進

< 具体的目標 >

- ① 児童生徒1人1台端末をはじめとするICT機器を効果的に活用し、新しい時代に即した質の高い教育を推進する。

6 学校図書館を活用した学習活動の推進

< 具体的目標 >

- ① 児童生徒が語彙力を培い、感性を磨き、表現力や創造力を育むための、豊かな読書習慣を身に付ける。
- ② 義務教育9年間の学びの連続性のある教育課程との関連を踏まえて、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の主体的な学習を支え、全ての学習の基盤となる言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成する。
- ③ 司書教諭と学校司書の連携・協力による組織的、効果的な学校図書館を活用した教育の推進を行う。

目標 1－2 豊かな心の育成

安全で安心して豊かに暮らせる社会とは、多様な人々が互いの人格を尊重し支え合いながら生きることができる社会であり、また、自らの役割と責任を果たし、皆が生き生きと活躍することができる社会である。子ども達には、このような社会の実現に貢献しようとする態度を育むことが求められている。

そのために、様々な人の生き方や多様な考え方等に触れる豊かな体験活動を通して、子ども達が、人の役に立つことや社会に貢献することに喜びを感じ、規範意識をはじめとした非認知能力、人間関係を築く力、自他の生命の尊重、互いの人権を守ることや公共の福祉に配慮することの大切さ等について考える教育を推進する。

1 道徳教育の推進

<具体的目標>

- ① 道徳科を要として、計画的に道徳教育を行うとともに、中学校区で系統性のある道徳教育を推進する。
- ② 主体的に社会の形成に参画しその発展に寄与する態度を養うため、社会参画への意欲や態度を育む内容を重点的に指導する。
- ③ 道徳教育の指導内容が、児童生徒の日常生活に生かされるようにする。

2 キャリア教育・シティズンシップ教育の推進

(1) キャリア教育・シティズンシップ教育の計画的な実施と推進体制の充実

<具体的目標>

- ① 社会的・職業的な自立を目指すキャリア教育や、社会の一員として役割を果たすためのシティズンシップ教育を組織的・系統的に進める。
- ② 自分が生活する地域社会に関心と愛着を持ち、社会の一員としての自覚を育む教育を推進する。

(2) 国旗・国歌の指導

<具体的目標>

- ① 児童生徒に我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育成するため、学習指導要領に則り、適切に指導を行う。

(3) 進路指導の充実

<具体的目標>

- ① 児童生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自ら進路を選択する力を育成する。

3 人権教育の推進

(1) 人権教育の計画的な実施と推進体制の充実

<具体的目標>

- ① 関係法令等を踏まえながら、学習指導要領に基づき、各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進する。
- ② 人権感覚と人権意識を育むために、児童生徒の発達の段階に応じた人権教育推進計画を作成し、指導方法を工夫しながら人権教育の充実を図る。
- ③ 女性、子ども、障がい者の人権、同和問題、在日外国人、多様な性の在り方等、あらゆる人権課題の解決に向けて、人権教育推進体制を整備し、計画的に指導を行う。

(2) 障がい理解教育の推進

<具体的目標>

- ① 集団の中で一人一人を尊重し、違いを認め合いながら、互いを大切にする態度を育むため、「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりを行う。

4 生徒指導の推進

<具体的目標>

- ① 学校の教育活動全体を通して、豊かな人間性や社会性を育む指導の充実を図る。
- ② 全教職員が共通認識のもと、組織的に一貫性をもって対応できるよう校内の生徒指導体制を整備するとともに、児童生徒が抱える個別の課題に対し、適切で効果的な指導や支援を組織的且つ継続的に行う。
- ③ 体罰や高圧的な指導を根絶し、正しい児童生徒理解を基盤とした粘り強い指導や支援を通して、児童生徒との信頼関係を構築し、自己指導能力を育成するとともに、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる環境を確保する。

目標 1－3 健やかな体の育成

児童生徒が、いろいろな困難に立ち向かえるのは、心身ともに健康であり、安全であることが基盤となる。そのため、必要な資質・能力を育成し、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにすることが求められている。また、豊かなスポーツライフの実現に向けて、運動する機会を充実させ、体を動かすことの楽しさを実感させることも求められている。

家庭や地域と連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動を行うとともに、生涯を通じて、健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう取組を推進する。

1 安全教育の充実・推進

< 具体的目標 >

- ① 中学校区グラウンドデザインに学校安全の取組を位置付け、中学校区内での取組を推進する。
- ② 学校安全の3領域「生活安全」「交通安全」「災害安全」に係る教育を計画的に実施する。
- ③ 災害発生時等に自他の安全のために主体的に行動し、地域の安全にも貢献しようとする態度を養うため、より実践的な避難訓練に取り組む。
- ④ 教職員の学校安全に関する意識や対応能力、指導力を高めるとともに、安全教育に係る教材の充実を図る。

2 健康教育の充実・推進

(1) 健康教育の推進

< 具体的目標 >

- ① 健康に関する知識を身に付けることや健康な生活を実践することについての資質・能力を育成する。

(2) 食育の推進

< 具体的目標 >

- ① 望ましい食生活を身に付けるために、調理実習や農業体験等の体験的な活動を通して食に関する興味関心を高めるとともに、地域や家庭と連携し、食に関する指導を実施する。
- ② 食を大切に作る心の育成や食に関する正しい知識の習得、学校給食の教育的効果を引き出す取組等を推進する。

3 運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進

(1) 学校における体育活動の充実

< 具体的目標 >

- ① 全国体力・運動能力、運動習慣等調査等各種データをもとに、児童生徒の体力や運動習慣の実態を把握し、改善に向けた取組を通じて、子どもの体力の向上に関する組織的・継続的な検証改善サイクルを確立する。
- ② 体育科、保健体育科の授業においては、全ての児童生徒が、運動の楽しさや喜びを実感することにより、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を身に付けられるよう指導する。とくに、安全に留意する態度の育成を図る。
- ③ 児童生徒の運動習慣を育むため、特別活動や運動部活動等、学校教育活動全体を通じて、体を動かす機会の充実を図る。

(2) 安全・安心な体育活動の取組の推進

< 具体的目標 >

- ① 体育活動の実施にあたっては、安全に配慮した指導の徹底と活動内容に応じた事故防止対策を講じる。

(3) 運動に親しむ機会の充実

< 具体的目標 >

- ① 児童生徒の健やかな体を育成するため、家庭や地域との共通理解を深め、協働した指導の充実を図る。

目標 2 - 1 学校力の向上

教育活動の中心になるのは学校である。学校では、校長のリーダーシップのもと、学校の組織体制を充実するとともに、教職員は、子どもへの愛情と、豊かな人間性や感性を備え、高い倫理観と指導力、教育者としての情熱と使命感を持って指導にあたることが求められている。

また、学校だけでは対応できない課題の解決に向けて、子どもの教育の当事者として家庭や地域と連携し、地域とともにある学校の実現に努める。

新しい時代に求められる資質・能力を育み、複雑化、多様化した課題を解決するため、学校力の向上に向けた取組を推進する。

1 安全・健康対策の充実・推進

(1) 学校環境の整備と管理体制の確立

< 具体的目標 >

- ① 学校施設の老朽化対策に加え、求められる教育施策への対応、家庭・社会環境の変化、近年の猛暑等の自然環境に適した質的向上を図る整備を計画的に行い、安全で快適な教育環境を確保する。
- ② 学校施設及び通学路における点検等の管理体制を充実させ、整備要望や危険箇所に対し、関係者と連携し安全確保を図る。

(2) 組織的な安全活動の推進

< 具体的目標 >

- ① 学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的取組を推進し、より実行性のある学校安全計画の策定や危機管理マニュアルの定期的な見直し等を行い、学校の安全体制の強化を図る。
- ② セーフティボランティアへの登録及び「こども見守り中」の旗の掲示協力等、子どもを見守る安全活動への市民参画を推進する。
- ③ 学校、地域、警察、行政が情報を共有する場である「地域安全センター」の活動を支援する。
- ④ セーフティプロモーションスクール認証取得に係る取組から得られた知見を各学校に普及し、市全体の学校安全に係る水準の向上を図る。

(3) 安全・衛生管理に関する指導の徹底

< 具体的目標 >

- ① 新型コロナウイルス感染症において、適切かつ迅速な対応に努める。
- ② 学校環境衛生基準に基づく検査を実施する等、安全な環境の維持に努める。
- ③ 学校給食における食中毒を防止するため、調理場のドライ運用を徹底する。
- ④ 安全安心な給食を実施するため、食物アレルギー対応に関する指導を徹底する。

2 学校の組織力の向上

(1) 校長のマネジメント力の強化

<具体的目標>

- ① 校長がマネジメント力を発揮し、各教職員の専門性を生かした組織運営や、外部の人材等を活用した学校運営を推進する。

(2) ミドルリーダーの育成及び活用

<具体的目標>

- ① 首席・指導教諭やミドルリーダーがリーダーシップを発揮できる組織運営を推進する。
- ② 共同学校事務室への移行を通じて、学校事務職員が学校運営に主体的に参画できる組織運営を推進する。

(3) 相談・支援体制の整備

<具体的目標>

- ① いじめ・不登校・虐待等の悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、きめ細かく対応するため、多様な相談窓口や専門家による相談体制を整備する。
- ② 子どもや保護者等の教育上の不安や悩みを解消・軽減するため、専門家による面接相談や電話相談、関係機関との連携等を充実する。

(4) 働き方改革の推進

<具体的目標>

- ① 教職員の働き方改革を推進し、学習指導の質の向上等、教育活動を効果的に行うことができるよう、教員の業務の質的転換を図る。

(5) 個人情報適切な取扱い

<具体的目標>

- ① 個人情報の保護に関する法律等の関係法令及び高槻市学校教育情報セキュリティポリシーの趣旨を踏まえ、学校園が作成・保管する個人情報の保護及び公文書等の適切な管理を徹底する。

3 教職員の資質・能力の向上

<具体的目標>

- ① 「高槻市教職員研修方針」に基づき、経験の浅い教職員、ヤングリーダー、ミドルリーダー、管理職等各キャリアステージに応じた教職員研修や、本市の教育課題に即した教職員研修を効果的、計画的かつ体系的に実施することで、「学び続ける教職員」を支援し、教職員の資質・能力の向上を図る。

4 教育環境の整備

(1) ICT環境の整備

<具体的目標>

- ① より質の高いICT教育の実現に向けて、ICT機器を適切に維持管理し、計画的に更新する。

(2) 学校図書館の整備

<具体的目標>

- ① 学校図書館の機能強化に向けて、計画的な蔵書の更新と環境整備を行う。

(3) 特別支援教育における整備

<具体的目標>

- ① 障がいにより配慮を要する場合には、児童生徒の実態に応じた適切な指導・支援を受けられるよう学習環境の整備を進める。

5 小中一貫教育の推進

<具体的目標>

- ① これからの時代を生きる子ども達に必要な力を育む義務教育9年間の一貫性・継続性のある学習指導、生徒指導を推進する。
- ② 幼児教育等の連携や高等学校、大学等の「縦の接続」を強め、学校教育の質の向上を図る。

6 「地域とともにある学校づくり」の充実・推進

<具体的目標>

- ① 学校運営協議会を設置した中学校区の実践や研究成果を共有するとともに、将来的に全ての中学校区でコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を目指し、家庭・地域が学校教育に参画し、協働して子ども達の社会を生き抜く力を育成する「地域とともにある学校づくり」を推進する。

7 幼児教育等の充実

(1) きめ細かな指導の推進

<具体的目標>

- ① 一人一人の発達課題に応じたきめ細かな指導の工夫に努め、幼児期にふさわしい生活の中で、子どもの自発性や主体性等を育む。
- ② 教育内容の充実と改善につながるようなカリキュラム・マネジメントに努める。
- ③ 教職員の課題に応じた研究・研修の充実を図る。

(2) 異年齢児学級保育の充実

<具体的目標>

- ① 異年齢児学級保育の中で自尊感情・自己有用感等、豊かな心を育む。
- ② 年齢別活動等にも取り組み、学年の育ちの保障に努める。

(3) 幼児教育と小学校教育の円滑な接続

<具体的目標>

- ① 認定こども園、幼稚園及び保育所の相互理解の推進と体制の確保、及び幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る。

(4) 地域における子育て・家庭教育の拠点としての機能の充実

<具体的目標>

- ① 保護者が子どもに対する理解を深め、子育て力が高まるような支援を進め、地域の幼児教育センターとしての役割を担う取組の推進に努める。

目標 2 - 2 家庭力の向上

家庭教育は全ての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、他者に対する思いやりや命を大切にする気持ち等を養う上で、最も重要な役割を担う。基本的な生活習慣、規範意識等を身に付けることは、人と関わり生活したり、生涯を通じて学んだりする上で、大変重要である。

子どもの教育について、保護者は第一義的責任を有し、子どもが安心できる家庭環境づくりが求められる。一方、近年の家庭環境の多様化に伴い、子育てについての不安や孤立を感じる家庭等、家庭教育を行う上での課題が指摘されており、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりが求められている。

学校や、子育て経験者をはじめとした地域人材等、地域の多様な主体が連携・協力して、親子の育ちを応援、支援する。

1 家庭教育の推進

< 具体的目標 >

- ① 保護者と子どもが一緒に参加し、遊びや学びを通してふれあいを深める体験教室を実施する。また、保護者を対象に子育てや人権教育に関する講座を開催する。
- ② 青少年相談において、多様化・複雑化する相談事案を関係機関で共有し、適切に対応する。

2 P T A との協働と活動支援

< 具体的目標 >

- ① P T A と協働して研修会等を実施することで、P T A 活動の充実・活性化を図る。
- ② 現代の人権課題をテーマとした学習会等を P T A と協働して開催し、保護者の人権教育を推進する。
- ③ 保護者が子育てや家庭教育について学ぶ「家庭教育学習会」を P T A と協働して開催し、家庭の教育力向上を推進する。

3 福祉機関等との連携

< 具体的目標 >

- ① 福祉的な支援が必要な子どもやその家庭については、関係各課や他機関等との連携の一層の充実を図り、適切な援助・支援を行う。

目標 2 - 3 地域力の向上

地域は、さまざまな役割を持つ異なる年齢層の人々で構成されている。そして、子どもは、多様な目的を持つ集団活動に参加することで、自己肯定感や社会参画意識を高めるとともに、自然や優れた文化や芸術、伝統に触れ、豊かな体験をすることができる。

地域は、家庭や学校と目標を共有し、人と人がつながり、連携・協働しながら子どもを育む場となることが求められている。コミュニティ・スクールの導入には、保護者や地域との連携・協力が不可欠であり、協働して取組を推進する。また、生涯を通じて一人一人がそれぞれの資質・能力の向上を図り、その個性を伸ばし、活躍する場となるよう取組を推進する。

1 地域等との協働の推進

< 具体的目標 >

- ① コミュニティ・スクール導入中学校区において、地域・家庭・学校が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支える地域学校協働活動を、学校運営協議会制度と一体的に取り組み、学校を核とした地域づくりを目指す。
- ② 地域・家庭・学校が連携、協働する地域教育協議会のネットワークを生かし、「地域の子どもは地域が見守り、育てる」意識を高めるとともに、円滑な地域学校協働活動を推進する。
- ③ 地域の参画を得て、学習支援や多様な体験プログラム、スポーツ活動等を通じて子ども達の生きる力を育む体験や学びの場づくりとして、放課後子ども教室を推進する。

2 青少年健全育成の推進

< 具体的目標 >

- ① 自然体験活動事業、チャレンジキャンプ等のキャンプ場での野外体験活動を通じて、リーダー育成に努めるとともに、子ども達の郷土愛や生きる力を育み、次代を担う青少年を育成する。
- ② 摂津峡青少年キャンプ場を、安全で安心して活動できる施設として適切に維持・管理する。また、学校教育との連携等により、学校園の利用促進を図る。
- ③ 二十歳の代表や社会教育関係団体等の参画を得て、「二十歳のつどい」を実施する。
- ④ みどりのカーニバル等を実施する「こどもの月間実行委員会」の取組を支援する。
- ⑤ 青少年が安全で安心して健やかに成長できる社会環境づくりに向け、青少年指導員を中心とした啓発・パトロール等を実施する。
- ⑥ 市内3か所の青少年交流施設で、青少年が気軽に集い交流し、活動できる「場」を提供するとともに、青少年の健やかな成長に資する事業や地域社会への積極的な参加・参画の契機となる事業を実施する。
- ⑦ 多文化共生の社会づくりを目指して、日本人も含めた国籍や文化的背景が異なる人同士が交流し、相互に理解し合う機会を提供する。

3 公民館・図書館の充実

【地域に根ざした公民館活動の充実】

(1) 学習機会の提供・拡充

<具体的目標>

- ① 市民の多様な学習ニーズに応えるため、社会環境の著しい変化の中で生じている様々な現代的課題への対応や、生活文化の向上、青少年の健全育成等を図るための市民がより参加しやすい多様な学習機会を提供するとともに、図書コーナーの充実を図る。
- ② 市民や公民館利用グループを対象とした人権講座等を通して、人権意識に関する普及啓発を推進する。
- ③ 市民の自主的、自発的な学習活動が円滑かつ効果的に進められるよう、公民館利用グループの育成・指導並びに公民館利用グループ間の交流を図る場を提供する。
- ④ 地域コミュニティや公民館利用グループ等との連携による協働事業や共催事業等、多様な学習機会・成果活用場を提供する。
- ⑤ 様々な世代間交流とボランティアの育成により地域社会の絆づくりを推進する。

(2) 施設整備の推進

<具体的目標>

- ① 高齢者や障がい者等のだれもが安全・安心・快適に公民館を利用できるよう、バリアフリー化をはじめとした計画的な施設整備を推進する。

【市民に愛され親しまれる図書館活動の推進】

<具体的目標>

- ① 第2次「高槻市子ども読書活動推進計画」に基づき、学校図書館や公共施設等との連携を強化し、「まちごと子ども図書館」事業、ブックスタート事業、学校図書館支援事業、学校図書館ボランティア育成事業等を推進する。
- ② 図書館所蔵資料やネットワーク情報資源を利用したレファレンスサービスを充実させ、地域の課題解決に向けた支援を行う。
- ③ 北摂地区における公立図書館の広域利用事業を推進する。
- ④ 公民館等の公共施設において、インターネット等で予約した本の受取・返却ができる「まちごと図書館」事業を推進する。
- ⑤ 電子図書館サービスにより、読書困難者を含めた利用者の利便性向上を図る。

教 育 財 政

1 令和5年度一般会計予算概要

(歳 入)

(単位：千円)

科 目	令和5年度(当初)		令和4年度(当初)		比 較
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	
01 市 税	51,801,131	39.4	50,537,500	37.1	1,263,631
02 地 方 譲 与 税	644,620	0.5	650,000	0.5	△ 5,380
03 利 子 割 交 付 金	50,000	0.0	59,000	0.0	△ 9,000
04 配 当 割 交 付 金	306,000	0.2	306,000	0.2	0
05 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	200,000	0.2	200,000	0.1	0
06 地 方 消 費 税 交 付 金	7,500,000	5.7	6,960,000	5.1	540,000
07 法 人 事 業 税 交 付 金	700,000	0.5	582,000	0.4	118,000
08 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	45,000	0.0	45,000	0.0	0
09 環 境 性 能 割 交 付 金	170,000	0.1	114,000	0.1	56,000
10 地 方 特 例 交 付 金	370,000	0.3	404,000	0.3	△ 34,000
11 地 方 交 付 税	13,400,000	10.2	11,400,000	8.4	2,000,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	40,000	0.0	43,000	0.0	△ 3,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1,094,910	0.8	1,268,803	0.9	△ 173,893
14 使 用 料 及 び 手 数 料	2,218,910	1.7	2,223,171	1.6	△ 4,261
15 国 庫 支 出 金	28,491,290	21.7	31,100,025	22.8	△ 2,608,735
16 府 支 出 金	12,700,836	9.7	11,282,877	8.3	1,417,959
17 財 産 収 入	209,518	0.2	582,844	0.4	△ 373,326
18 寄 附 金	868,544	0.7	674,724	0.5	193,820
19 繰 入 金	4,365,137	3.3	6,748,200	5.0	△ 2,383,063
20 繰 越 金	0	0.0	10,000	0.0	△ 10,000
21 諸 収 入	3,554,953	2.7	2,778,238	2.0	776,715
22 市 債	2,858,200	2.2	8,307,800	6.1	△ 5,449,600
合 計	131,589,049	100.0	136,277,182	100.0	△ 4,688,133

※ 構成比については、端数処理のため合計と不突合が生じる場合がある。(以下同じ)

(歳 出)

(単位：千円)

科 目	令和5年度(当初)		令和4年度(当初)		比 較
	予 算 額	構成比	予 算 額	構成比	
01 議 会 費	675,605	0.5	640,382	0.5	35,223
02 総 務 費	10,545,150	8.0	14,853,781	10.9	△ 4,308,631
03 民 生 費	69,123,588	52.5	67,313,911	49.4	1,809,677
04 衛 生 費	13,347,508	10.1	16,179,125	11.9	△ 2,831,617
05 労 働 費	46,417	0.0	47,542	0.0	△ 1,125
06 農 林 水 産 業 費	961,677	0.7	727,988	0.5	233,689
07 商 工 費	3,047,097	2.3	4,692,335	3.4	△ 1,645,238
08 土 木 費	9,036,149	6.9	10,432,869	7.7	△ 1,396,720
09 消 防 費	3,746,584	2.8	3,508,378	2.6	238,206
10 教 育 費	10,968,199	8.3	8,646,329	6.3	2,321,870
11 公 債 費	7,951,874	6.0	8,572,659	6.3	△ 620,785
12 諸 支 出 金	1,939,201	1.5	461,883	0.3	1,477,318
13 予 備 費	200,000	0.2	200,000	0.1	0
合 計	131,589,049	100.0	136,277,182	100.0	△ 4,688,133

2 令和5年度教育費予算概要

(単位：千円)

科 目	令和5年度 (当初)	令和4年度 (当初)	対前年度増減
教育総務費	1,730,131	1,637,053	93,078
教育委員会費	10,866	10,866	0
事務局費	846,685	808,615	38,070
教育センター費	532,475	494,677	37,798
研修指導費	104,145	104,786	△ 641
人権教育指導費	2,840	3,153	△ 313
教職員福利厚生費	85	85	0
在日外国人教育費	7,078	7,093	△ 15
特別支援教育費	120,499	104,212	16,287
学校安全費	105,458	103,566	1,892
小学校費	4,553,129	3,062,925	1,490,204
学校管理費	2,895,992	2,610,496	285,496
教育振興費	225,021	211,457	13,564
保健給食費	1,432,116	240,972	1,191,144
中学校費	2,549,362	1,781,757	767,605
学校管理費	1,229,488	1,036,691	192,797
教育振興費	162,706	81,266	81,440
保健給食費	1,157,168	663,800	493,368
幼稚園費	672,135	659,380	12,755
幼稚園管理費	672,135	659,380	12,755
社会教育費	1,463,442	1,505,214	△ 41,772
社会教育総務費	302,399	332,757	△ 30,358
青少年育成費	95,891	86,716	9,175
公民館費	317,638	334,296	△ 16,658
図書館費	747,514	751,445	△ 3,931
合 計	10,968,199	8,646,329	2,321,870

3 令和5年度教育費主要予算内容

1 幼児教育

- | | | |
|---|---|-----------|
| 1 | 市立幼稚園の運営
市立幼稚園の施設運営・管理等を行う。 | 224,521千円 |
| 2 | 市立幼稚園施設の維持・管理
市立幼稚園施設の設備更新・維持補修を行う。 | 9,786千円 |
| 3 | 就労支援型預かり保育
一部の市立幼稚園において、教育課程に係る教育時間の前後に保護者の就労その他家庭の状況により保育が必要と認められる幼児を対象に預かり保育を実施する。 | 21,415千円 |

2 学校教育

- | | | |
|-----|--|-----------|
| 1 | 「確かな学力」を育む教育の推進 | |
| (1) | 英語教育充実
外国語指導助手（ALT）を全中学校区に配置し、児童生徒に英語によるコミュニケーションの機会を提供する。 | 49,260千円 |
| (2) | 学校図書館充実
児童生徒の読書活動を推進するために蔵書の増冊を計画的に行う。
また、学校図書館の機能充実を図るため、効果的な図書館運営を推進する。 | 162,370千円 |
| (3) | 家庭学習支援
個々の生徒の学力や目標に応じた学習を支援し、学習意欲や自学自習力の向上を図るため、企業と連携し、全ての中学校において休日等に、学習の場を提供する。
また、新たに小学校5・6年生を対象に実施する。 | 34,866千円 |
| 2 | 「豊かな心」を育む教育の推進 | |
| (1) | 生徒指導推進
児童生徒のいじめや不登校、問題行動等の課題に対する学校の取組を支援する。
ア スクールソーシャルワーカー（SSW）の派遣
イ スクールカウンセラー（SC）の緊急派遣
ウ 「はにたんの子どもいじめ110番」の設置
エ 「学校問題解決チーム（相談チーム、学校サポートチーム、調査チーム）」の設置
オ 学習指導の視点から不登校減少に向けた研究の推進 | 18,186千円 |
| (2) | 不登校児童生徒支援室
心理的な要因で不登校状態にある児童生徒に対し、不登校児童生徒支援室での多様な活動を通して集団生活への適応を促し、再登校や社会的自立に向けた支援を行う。また、不登校等支援員を中学校区に配置し、不登校児童生徒への早期対応を行う。 | 11,735千円 |
| (3) | 教育相談
心理・ことばの発達等、教育上の様々な課題のある3歳から18歳までの本人及び保護者に対して、来所面接相談を実施する。教育相談体制の充実を図り、相談者の主訴解消に努める。また、子どもと保護者の不安や悩みに関する電話相談を実施する。 | 22,985千円 |

- (4) 人権教育の充実 2,840 千円
 人権教育の推進に関わる研究及び研修を支援する。
 また、人権教育研究学校等の成果を人権教育資料集等の報告冊子として作成し、市内全体に広げる。
- (5) 特別支援教育 120,499 千円
 特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、支援学級等の環境整備、医療的ケア児の通学支援、就学相談、巡回相談等の充実、看護師を含む支援員配置による支援の充実を行う。
- 3 「健やかな体」を育む教育の推進
- (1) 体力向上 156 千円
 児童の体力向上と運動やスポーツに親しむ意欲や態度を育むため、各学校において小学校なわとび検定の実施や小学校総合体育大会を開催する。
- (2) 中学校部活動活性化 14,020 千円
 中学校における部活動の活性化を図り、技術の向上と健康で豊かな感性を持つ生徒の育成を目的として、中学校総合体育大会を開催する。
- 4 学校力の向上
- (1) コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進 595 千円
 地域とともにある学校づくりに資する取組を推進するために、将来的に全中学校区単位での学校運営協議会の設置を目指して、段階的にモデル中学校区を指定し、取組を推進する。
 ア 新たに3つの中学校区に学校運営協議会を設置する。
 イ 新たに4つの中学校区をモデル校区に指定し、令和6年度の設置を目指した取組を進める。
- (2) 小中学校文化芸術祭 1,128 千円
 市内の児童生徒が文化芸術に係る日頃の学習や部活動の成果を発表することを通して、児童生徒の文化的な取組等に対する関心や学習意欲を高める。
- (3) 統合型校務支援システム 25,492 千円
 「統合型校務支援システム」を適切に運用することで、情報の体系的な集約や業務改善を行い、児童生徒と向き合う時間を確保し、教育の質の向上を図る。
- (4) 教職員研修 4,042 千円
 「教職員研修基本方針」に基づき、教職員の職能や経験に応じた研修を実施し、教職員の資質・能力及び実践的指導力の向上を目指した研修の充実に取り組む。
- (5) 調査研究 6,257 千円
 共同研究推進担当者会を開催し、学習指導要領のキーワードである「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた共同調査研究を進める。また、教育センター研究校として3つの中学校区を指定し、その成果を市内の小中学校に広げる。
- (6) 教育ネットワーク管理 233,597 千円
 児童生徒の学力の育成と教職員の業務の効率化を図るため、ICT機器の整備、更新及び修繕等を行う。また、ICT機器が常時安全に利用できるように、情報セキュリティを確保する等、適切に維持管理を行う。

- (7) G I G Aスクール管理 73,140千円
 児童生徒1人1台端末と高速大容量のネットワークを活用し、教師・児童生徒の力を最大限に引き出し、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された環境で、資質・能力を育む。
- 5 児童生徒の安全確保 99,003千円
 学校生活や登下校時の安全管理体制の環境整備とともに、学校・保護者・地域住民等が連携した組織的な活動により、児童生徒の安全を確保する。
- 6 安全・安心な学校づくり 6,455千円
 セーフティプロモーションスクール（SPS）の認証取得の取組で得られた知見・成果の普及に向けた取組を推進する。また、児童生徒が安全に関する資質・能力を身に付けられるよう、安全教育副読本「たかつき安全NOTE」を活用し、安全教育の充実を図る。
- 7 教育環境の整備 1,053,862千円
 安全で快適な教育環境を確保するため、予防保全の観点から学校施設の老朽化対策や長寿命化に向けた適切な施設管理に取り組む。
 また、体育館の環境改善を図るため、空調設備の設置に取り組む。
- 8 教材等の整備 47,546千円
 学習指導要領に沿った学習環境を整備するため、教材等の充実を図る。
- 9 学校給食 2,859,976千円
 児童生徒に栄養バランスのとれた昼食を提供し、心身の健全な成長及び望ましい食習慣の定着を図る。
 学校給食費を公会計化し、透明性の確保と教員の負担軽減を図る。
 子育て世帯の家計負担を軽減し、子どもの健やかな成長を支えるため、小中学校の給食費無償化を行う。
- 10 保護者負担の軽減対策 433,180千円
 保護者負担を軽減するための助成を行う。
- (1) 学校への予算配当
 学校教育充実のため、教材等購入予算を全校に配当する。
- (2) 就学援助
 市立小中学校に在籍する児童生徒で、経済的理由により就学困難と認められる保護者に対して補助する。
- (3) 遠距離通学費補助
 通学距離が2km以上で、交通機関を利用して通学している市立小中学校児童生徒の保護者に対して、バス定期券購入代金のうち、榑田地域については最高5分の4、その他地域は3分の2を補助する。
- (4) 通学タクシー借上げ
 榑田地区生徒の第九中学校への通学において、登下校時に市営バスが運行していない地域について、最寄りのバス停までタクシーを借り上げ、通学の安全を確保する。

1 1 奨学金 1千円

<奨学金制度の概要>

教育の機会均等を図るため、修学の希望があるにもかかわらず経済的理由のため修学が困難な者に対し、高槻市奨学金貸付基金から奨学金を貸し付ける。

<貸付月額>

高等学校等	国公立	7,000円	私立	10,000円
大学等	国公立	11,000円	私立	14,000円

3 社会教育

1 公民館 249,024千円

- (1) 市民の様々な学習ニーズや現代的課題に対応するため、講座等の学習機会の充実に努める。
- (2) 地域の文化活動や交流の場としての役割を高めるとともに、自主的・自発的な学習活動が円滑に進められるよう、活動グループの育成・指導に努める。
- (3) 生涯学習関係施設や地域の社会教育関係団体等との連携を図り、社会教育活動の推進に努める。
- (4) 芥川公民館及び真上公民館の空調設備を更新する。

2 図書館の充実 479,756千円

- (1) 良好な読書環境を市民に提供するとともに、資料の充実と利用者サービスの向上に努め、読書活動の普及振興を推進する。
- (2) 電子書籍の貸出し、検索等のサービスができる電子図書館の利用を促進し、読書困難者を含めた利用者の利便性向上及び新たな利用者増を図る。

3 「まちごと図書館」事業 30,405千円

- (1) 「子ども読書支援センター」を中心に、学校図書館や幼稚園、公民館、子育て支援施設等との連携強化を進め、子どもが「あらゆる機会」「あらゆる場所」で読書を楽しめるよう「まちごと『子ども図書館』」事業を推進する。
- (2) 子どもの読書活動の推進を目的として、ブックスタート事業、ボランティア育成事業等を実施する。
- (3) 公民館等の公共施設において、インターネット等で予約した本の受渡しや返却本の受取を実施するとともに、一般書の貸出し等の取組を行う。

4 社会教育人権教育 1,913千円

現代の人権課題をテーマとした講座や学習会の開催等により、人権教育を推進する。

5 多文化共生・国際理解教育 1,504千円

多文化共生の社会づくりを目指して、日本人も含めた国籍や文化的背景が異なる人同士が交流し、相互に理解し合う機会を提供する。

6 家庭・地域の教育力向上 65,101千円

家庭・地域の教育力向上を図るための事業を実施する。

- (1) PTA協議会及び子ども会連合会と連携を図るとともに、団体の自主的な取組を支援する。

- (2) 保護者が子育てや家庭教育について学ぶ家庭教育学習会を、PTAと共催して実施することで、学習会の一層の充実と普及を図る。
- (3) 地域・家庭・学校が協働する地域教育協議会の教育ネットワークの活性化を推進する。
- (4) 学校の運営方針を保護者や地域と共有し、学校と地域が協働して教育の質の向上を図るコミュニティ・スクール導入を円滑に進めるため、地域学校協働活動を推進する。
 - ア 学校運営協議会が設置される5つの中学校区に地域学校協働活動推進員を配置する。
 - イ 地域人材等が学校教育支援を行う学校教育活動サポーターの取組を実施する。
- (5) 地域の参画を得て、放課後における多様な体験や活動ができる放課後子ども教室の取組を推進する。

7 青少年育成 69,365 千円

青少年の健全な育成を図るための事業を実施する。

- (1) 青少年のリーダーを育成する研修会等を実施するとともに、リーダーが参画し活躍する機会の充実を図る。
また、自然体験活動や体験学習を通じて、子どもたちの郷土愛や生きる力を育み、次代を担う青少年を育成する。
- (2) 摂津峡青少年キャンプ場を安全で安心して活動できる施設として適切に維持・管理する中で、学校教育や市民の自然体験活動等による実体験の機会の充実を図る。
- (3) 二十歳の代表や社会教育関係団体などの参画を得て、「二十歳のつどい」を実施する。
- (4) みどりのカーニバルなどを実施する「こどもの月間実行委員会」の取組を支援する。
- (5) 市内3か所の青少年交流施設で、青少年が気軽に集い交流し、活動できる「場」を提供するとともに、青少年の健やかな成長に資する事業や地域社会への積極的な参加・参画の契機となる事業を実施する。

8 青少年対策 4,317 千円

- (1) 青少年が安全で安心して健やかに成長できる社会環境づくりに向け、青少年指導員を中心とした啓発・パトロール等を実施する。
- (2) 青少年に係る総合的施策の適切な実施に向け、必要な事項を調査・審議するとともに、庁内外の関係機関相互の連絡調整を図るため、青少年問題協議会を開催する。

9 自然博物館の管理運営 53,184千円

市民の文化と教養の向上及び学術の発展を図るため、高槻の自然に関する資料を適切に収集、保存、調査研究し、生体展示や体験学習等を通じて自然・環境学習の機会を提供するとともに、博物館の活動を広く情報発信する。

学校園施設

1 年度別学校園数等の推移

年度	小学校	中学校	幼稚園	小学校	校数	中学校	校数	幼稚園	園数
明 5	2	0	0	高槻小、五領小	2				
6	5	0	0	芥川小、富田小、如是小	3				
7	6	0	0	三箇牧小	1				
9	7	0	0	磐手小	1				
10	9	0	0	清水小、櫻田小	2				
16	10	0	0	阿武野小	1				
昭 22	10	4	0			第一中、第三中、第四中、第五中	4		
24	10	5	0			第二中	1		
28	11	5	0	桃園小	1				
30	11	5	3					高槻幼、五領幼、阿武野幼	3
31	12	5	3	川西小	1				
32	12	5	4					芥川幼	1
37	12	5	5					清水幼	1
38	12	6	7			第六中	1	如是幼、川西幼	2
39	12	6	8					磐手幼	1
40	13	6	11	大冠小	1			富田幼、大冠幼、三箇牧幼	3
41	13	6	12					桃園幼	1
42	13	6	12	3月大塚分校廃校					
43	15	6	13	南大冠小、柳川小	2			南大冠幼	1
44	17	6	14	北大冠小、桜台小	2			柳川幼	1
45	18	7	18	芝生小	1	第七中	1	櫻田幼、桜台幼、北大冠幼、芝生幼	4
46	21	8	21	日吉台小、玉川小、西大冠小	3	第八中	1	日吉台幼、玉川幼、西大冠幼	3
47	23	10	23	上牧小、北清水小、 9月30日原分校廃校	2	第九中、第十中	2	上牧幼、北清水幼	2
48	28	11	28	赤大路小、津之江小、柱本小、 冠小、養護学校	5	柳川中	1	赤大路幼、津之江幼、柱本幼、 冠幼、うの花養護幼	5
49	30	13	30	郡家小、寿栄小	2	阿武野中、五領中	2	郡家幼、寿栄幼	2
50	34	14	34	土室小、堤小、五百住小、竹の内小	4	城南中	1	土室幼、堤幼、五百住幼、竹の内幼	4
51	38	15	38	安岡寺小、若松小、松原小、丸橋小	4	川西中	1	安岡寺幼、若松幼、松原幼、丸橋幼	4
52	41	15	39	奥坂小、牧田小、庄所小	3			奥坂幼	1
55	42	17	39	真上小	1	如是中、冠中	2	芥川幼(分室)	
57	42	18	39			芝谷中	1		
58	43	18	39	南平台小	1				
63	43	18	24					62年度末に15園廃園(「V資料」参照)	△15
平 元	44	19	24	北日吉台小	1	阿武山中	1		
3	45	19	24	阿武山小	1				
7	45	19	24			6年度末に第五中廃校	△1		
9	45	18	24	8年度末に萩谷分校廃校					
11	45	18	24	10年度末に川久保分校廃校					
14	44	18	24	13年度末に牧田小廃校	△1				
15	44	18	23					14年度末にうの花養護幼廃園	△1
16	43	18	23	15年度末に堤小廃校	△1				
17	41	18	23	16年度末に庄所小・養護学校廃校	△2				
27	41	18	23					27年度から桜台幼は認定こども園に移行	
31	41	18	23					30年度末に柱本幼廃園 高槻認定こども園	△1 1
令 2	41	18	19					令和元年度末に磐手幼稚園、清水幼稚園、 五領幼稚園、三箇牧幼稚園、日吉台 幼稚園、上牧幼稚園廃園	△ 6
5	41	18	18					五領認定こども園、三箇牧認定こども園	2
								令和4年度末に富田幼稚園廃園	△1

※ 養護学校は小学校数に含む。

2 学校別敷地面積・建物面積等一覧

小 学 校

学 校 名	敷地面積(m ²)	建 物 面 積 (m ²)					プール(m)
		校 舎	屋体・講堂	給 食 棟	そ の 他	合 計	
高 槻 小	22,426.93	5,275.81	749.07	(12.27) 165.27	(32.40) 192.46	(44.67) 6,382.61	21×25
芥 川 小	18,853.94	5,949.70	1,728.28	191.31	60.62	7,929.91	15×25
磐 手 小	35,932.77	6,308.14	749.07	191.31	(12.54) 203.68	(12.54) 7,452.20	〃
清 水 小	15,566.00	5,577.55	749.07	(11.00) 164.00	102.42	(11.00) 6,593.04	〃
如 是 小	23,614.86	(91.13) 5,158.65	779.07	250.15	(12.96) 101.54	(104.09) 6,289.41	〃
阿 武 野 小	13,285.04	5,391.02	885.55	(12.09) 153.39	(62.35) 158.69	(74.44) 6,588.65	〃
五 領 小	16,052.70	4,811.38	847.42	158.70	(39.78) 177.34	(39.78) 5,994.84	〃
桃 園 小	21,191.58	5,657.17	899.92	191.38	(17.82) 127.60	(17.82) 6,876.07	〃
三 箇 牧 小	16,859.65	5,713.80	780.06	161.93	(39.78) 162.00	(39.78) 6,817.79	〃
川 西 小	14,125.56	(1,101.65) 4,441.55	425.87	(182.18) 182.18	(65.37) 93.44	(1,349.20) 5,143.04	〃
富 田 小	21,308.99	8,092.05	749.07	153.00	(40.92) 201.88	(40.92) 9,196.00	5×25 10×25
檉 田 小	7,732.47	1,551.13	604.35	54.00	145.55	2,355.03	10×25
大 冠 小	<350.91> 19,799.82	6,090.80	788.00	(8.80) 161.80	(51.84) 146.63	(60.64) 7,187.23	15×25
南大冠小	<755.93> 20,727.17	6,448.69	749.07	(11.00) 164.00	(38.88) 150.47	(49.88) 7,512.23	〃
柳 川 小	20,939.56	6,334.40	749.07	180.50	(78.21) 185.15	(78.21) 7,449.12	〃
北大冠小	19,600.70	6,630.62	749.07	(11.00) 164.00	(71.28) 117.96	(82.28) 7,661.65	〃
桜 台 小	21,245.40	6,038.83	746.69	(11.00) 154.00	(12.96) 188.72	(23.96) 7,128.24	〃
芝 生 小	19,126.00	5,570.37	749.07	(11.00) 164.00	(54.76) 95.54	(65.76) 6,578.98	〃
日吉台小	19,179.76	6,834.87	749.07	(11.00) 182.00	157.47	(11.00) 7,923.41	〃
西大冠小	18,573.95	6,412.05	781.45	(11.00) 164.00	(12.96) 73.92	(23.96) 7,431.42	〃
玉 川 小	21,120.00	5,892.07	781.45	176.70	(12.96) 183.40	(12.96) 7,033.62	〃
上 牧 小	22,064.74	6,377.50	749.07	191.38	(12.96) 179.35	(12.96) 7,497.30	〃

学 校 名	敷地面積(m ²)	建 物 面 積 (m ²)					プール (m)
		校 舎	屋体・講堂	給 食 棟	そ の 他	合 計	
北 清 水 小	39,217.73	6,146.53	749.07	205.78	(32.41) 116.83	(32.41) 7,218.21	15×25
赤 大 路 小	19,165.69	5,800.64	778.75	191.38	(27.03) 171.71	(27.03) 6,942.48	〃
津 之 江 小	17,284.61	6,255.59	781.75	205.78	125.10	7,368.22	〃
冠 小	16,533.70	4,591.01	776.75	205.78	(12.96) 73.12	(12.96) 5,646.66	〃
柱 本 小	21,380.32	5,915.75	825.20	184.40	122.69	7,048.04	〃
郡 家 小	19,429.00	5,629.51	779.87	191.38	(64.80) 210.29	(64.80) 6,811.05	〃
寿 栄 小	15,648.53	5,385.95	749.07	202.58	136.71	6,474.31	〃
土 室 小	13,268.53	5,440.30	749.07	191.59	(14.02) 364.43	(14.02) 6,745.39	〃
五 百 住 小	18,039.00	4,642.30	779.43	191.38	198.50	5,811.61	〃
竹 の 内 小	13,680.61	4,922.82	778.57	158.70	262.15	6,122.24	〃
安 岡 寺 小	38,801.00	5,784.87	749.07	197.14	507.90	7,238.98	〃
松 原 小	19,558.00	5,340.42	780.48	182.74	122.63	6,426.27	〃
若 松 小	15,527.92	6,060.42	1,011.79	182.74	140.56	7,395.51	〃
丸 橋 小	18,030.76	5,495.50	749.70	182.74	149.34	6,577.28	〃
奥 坂 小	24,021.16	5,048.07	749.70	182.67	187.05	6,167.49	〃
真 上 小	14,771.12	5,002.76	881.54	149.60	121.55	6,155.45	〃
南 平 台 小	19,859.00	4,519.25	971.81	228.04	122.94	5,842.04	〃
北 日 吉 台 小	28,609.64	5,454.98	1,515.60	232.95	166.36	7,369.89	〃
阿 武 山 小	22,222.00	6,894.43	1,157.36	248.00	(20.00) 182.35	(20.00) 8,482.14	〃
合 計	<1,106.84> 824,375.91	(1,192.78) 230,889.25	33,853.39	(292.34) 7,434.37	(841.95) 6,688.04	(2,327.07) 278,865.05	

※・各面積は令和5年3月31日現在

- ・敷地面積欄の〈 〉内は、借用面積を外数で記入
- ・建物面積欄の()内は、木造建物面積を内数で記入、土地・建物面積は不動産登記法による。
- ・小学校と同敷地内の幼稚園については、土地面積は小学校に含む。

中 学 校

学 校 名	敷地面積(m ²)	建 物 面 積 (m ²)					プール(m)
		校 舎	屋体・講堂	給 食 棟	そ の 他	合 計	
第 一 中	31,238.15	7,721.69	1,053.41		(52.70) 274.80	(52.70) 9,049.90	15×25
第 二 中	30,374.62	7,105.55	986.12	536.72	(52.62) 463.15	(52.62) 9,091.54	〃
第 三 中	23,606.49	7,148.57	986.12		(53.46) 287.36	(53.46) 8,422.05	〃
第 四 中	25,905.15	8,618.44	1,745.35	234.31	242.40	10,840.50	12.8×25
第 六 中	22,661.26	6,673.48	812.21		(66.67) 220.72	(66.67) 7,706.41	15×25
第 七 中	23,773.00	6,668.06	784.07		(56.01) 211.52	(56.01) 7,663.65	〃
第 八 中	30,612.24	7,079.15	784.49		(18.84) 175.21	(18.84) 8,038.85	〃
第 九 中	23,324.22	6,991.00	784.75		240.53	8,016.28	〃
第 十 中	22,320.00	6,874.79	760.82	513.00	(46.37) 324.26	(46.37) 8,472.87	〃
柳 川 中	23,138.00	6,909.68	749.07		(13.43) 279.31	(13.43) 7,938.06	〃
阿 武 野 中	24,737.66	6,202.60	749.07		(51.43) 339.95	(51.43) 7,291.62	〃
五 領 中	24,563.00	5,397.16	784.56		(37.99) 262.93	(37.99) 6,444.65	〃
城 南 中	22,596.00	6,729.40	984.77		278.36	7,992.53	〃
川 西 中	20,483.62	5,378.48	827.70		465.53	6,671.71	〃
如 是 中	17,109.87	5,943.80	878.92		239.30	7,062.02	〃
冠 中	18,347.92	6,039.74	763.96		223.56	7,027.26	〃
芝 谷 中	21,162.00	7,679.85	763.96		190.01	8,633.82	〃
阿 武 山 中	23,384.02	7,580.46	781.38	515.99	237.37	9,115.20	〃
合 計	429,337.22	122,741.90	15,980.73	1,800.02	(449.52) 4,956.27	(449.52) 145,478.92	

※・各面積は令和5年3月31日現在

・建物面積欄の()内は、木造建物面積を内数で記入、土地・建物面積は不動産登記法による。

幼稚園

幼稚園名	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)		
		園舎	その他	合計
高槻幼		(501.12)	(26.73)	(527.85)
		501.12	26.73	527.85
芥川幼		814.12		814.12
阿武野幼	2,313.41	657.34	14.50	671.84
南大冠幼		(739.80)	(19.44)	(759.24)
		739.80	19.44	759.24
檜田幼	1,208.00	(156.57)		(156.57)
		156.57		156.57
芝生幼		(494.10)	(19.44)	(513.54)
		782.84	19.44	802.28
西大冠幼		864.30		864.30
玉川幼		1,062.30		1,062.30

幼稚園名	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)		
		園舎	その他	合計
北清水幼		681.40		681.40
津之江幼		859.88		859.88
郡家幼		619.36		619.36
土室幼		645.22		645.22
五百住幼		617.50		617.50
松原幼		612.00		612.00
合計	3,521.41	(1,891.59) 9,613.75	(65.61) 80.11	(1,957.20) 9,693.86

※・各面積は令和5年5月1日現在

- ・建物面積欄の（ ）内は、木造建物面積を内数で記入、土地・建物面積は不動産登記法による。
- ・小学校と同敷地内の幼稚園については、土地面積は小学校に含む。
- ・令和2年4月1日より認定こども園の財産区分を変更したため、認定こども園に関する記載は削除とした。

3 年度別建築状況（過去10年間）

（着工年度別）

年度	工事名	階数	構造	面積（㎡）	工事内容
24	郡家小学校校舎 増築工事	4	RC	757.60	普通教室 3
25	第二中学校給食棟 増築工事	1	RC	536.72	
	第十中学校給食棟 増築工事	1	RC	513.00	
	阿武山中学校校舎 増築工事	4	RC	1,227.01	普通教室 6、給食調理場
27	高槻小学校校舎 改築工事	3	RC	1,399.73	普通教室 3、多目的室 2、管理諸室
28	桃園小学校校舎 増築工事	1	S	400.56	普通教室 4
30	寿栄小学校プール 改築工事	-	-	-	25×15m

4 教育環境の整備（令和4年度）

(1) 校舎改修

教育環境の改善を図るため、校舎等の改修工事を行った。

- ・校舎
屋根・外壁改修工事（小学校3校3棟、中学校1校1棟）
- ・体育館
屋根・外壁・内部改修工事（小学校1校）
屋根・外壁改修工事（小学校1校）
外壁改修工事（小学校1校）

(2) 校舎エレベーター整備

必要度の高い学校へのエレベーター設置に向け、設置工事及び実施設計を行った。

- 設置工事（小学校2校）
- 実施設計（中学校1校）

(3) トイレ整備

老朽化したトイレの洋式化等に向け、改修工事及び実施設計を行った。

- 改修工事（小学校8校18箇所、中学校10校16箇所）
- 実施設計（小学校9校18箇所、中学校5校9箇所）

(4) 空調設備の設置

令和6年3月までに、普通教室等のエアコン更新と未設置の特別教室への設置を行うため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、令和4年12月に契約を締結した。また、体育館への設置に向け、機器能力や空調方式などの検討に取り組んだ。

(5) ブロック塀等の撤去

主に1段のブロック塀等を撤去し、フェンスを新設するなどの安全対策を行った。

令和4年度をもって全てのコンクリートブロック塀等の撤去が完了した。

（小学校22校、中学校5校）

(6) その他

小中学校の校舎、幼稚園の園舎、体育館、給食棟、プール、運動場などの維持・補修・改良工事を行った。